栃木県環境審議会条例

平成6年栃木県条例第22号 改正 平成8年栃木県条例第7号 平成11年栃木県条例第37号 平成12年栃木県条例第52号 平成18年栃木県条例第48号 平成21年栃木県条例第19号 平成30年栃木県条例第10号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、栃木県環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 審議会に、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第21条第1項の事務に係る事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 4 特別委員は、国の関係地方行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

(委員の任期等)

- 第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 特別委員は、前条第3項の規定による調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員(第2条第3項の規定による調査審議を行う場合にあっては、委員及び特別委員。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くこと

ができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、会長の同意を得て知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。 (部会)
- 第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部 会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 7 第5条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員(第2条第3項の規定による調査審議を行う場合にあっては、委員及び特別委員。次項において同じ。)」とあるのは「当該部会に属する委員、特別委員及び専門委員」と、同条第3項中「委員」とあるのは「委員、特別委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(幹事)

- 第8条 審議会に幹事を置き、県職員のうちから知事が任命する。
- 2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員、特別委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境森林部において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(栃木県公害対策審議会条例の廃止)

- 2 栃木県公害対策審議会条例(昭和46年栃木県条例第26号)は、廃止する。 (栃木県公害防止条例の一部改正)
- 3 栃木県公害防止条例(昭和47年栃木県条例第8号)の一部を次のように改正する。 第67条中「栃木県公害対策審議会」を「栃木県環境審議会」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年8月1日から施行する。

(栃木県立自然公園条例の一部改正)

- 2 栃木県立自然公園条例(昭和33年栃木県条例第11号)の一部を次のように改正する。 第4条第1項中「栃木県自然環境保全審議会」を「栃木県環境審議会」に改める。 (自然環境の保全及び緑化に関する条例の一部改正)
- 3 自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)の一部を次のよう に改正する。

第11条第3項中「栃木県自然環境保全審議会」を「栃木県環境審議会」に改める。 (とちぎふるさと街道景観条例の一部改正)

4 とちぎふるさと街道景観条例(平成元年栃木県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「栃木県自然環境保全審議会」を「栃木県環境審議会」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。